

## 慶弔事業給付金等給付規則

(目的)

第1条 この規則は、本協会定款第4条第1項第5号に基づき、会員とその家族の慶弔事業給付金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 給付金等は次のとおりとする。

- (1) 香典
- (2) 結婚祝い金
- (3) 出産祝い金
- (4) 火災見舞金
- (5) 災害見舞金

(香典給付金)

第3条 香典は本人、父母、配偶者、及び同居の直系2親等の家族並びに血族の兄弟姉妹までの別図1に示す点線の範囲内の家族とし、別表1に掲げるとおり給付する。

(香典の給付制限)

第4条 前条の規定にかかわらず協会加入年数により別表2に掲げるとおり給付を制限する。

(結婚祝い金)

第5条 会員が結婚した場合、1万円を給付する。ただし、協会加入年数により別表3に掲げるとおり給付する。

(出産祝い金)

第6条 会員若しくはその配偶者が出産した場合、1万円を給付する。ただし、協会加入年数により別表3に掲げるとおり給付する。

(火災見舞金)

第7条 会員の居住する家屋が火災により焼失した場合、最大3万円を給付する。ただし、火災消失の程度、居住条件(賃借、同居、作業場等)、更に協会加入年数によっては査定の上給付する。

(災害見舞金)

第8条 会員の居住する家屋等が風水害等により損害を受けた場合は、前条を準用する。

(不給付)

第9条 前各条の規定にかかわらず広域災害の発生等給付不能の場合には給付しない。

(附 則)  
この規則は、昭和 54 年 10 月 3 日より施行する。

(附 則)  
この規則は、平成 3 年 6 月 17 日より施行する。

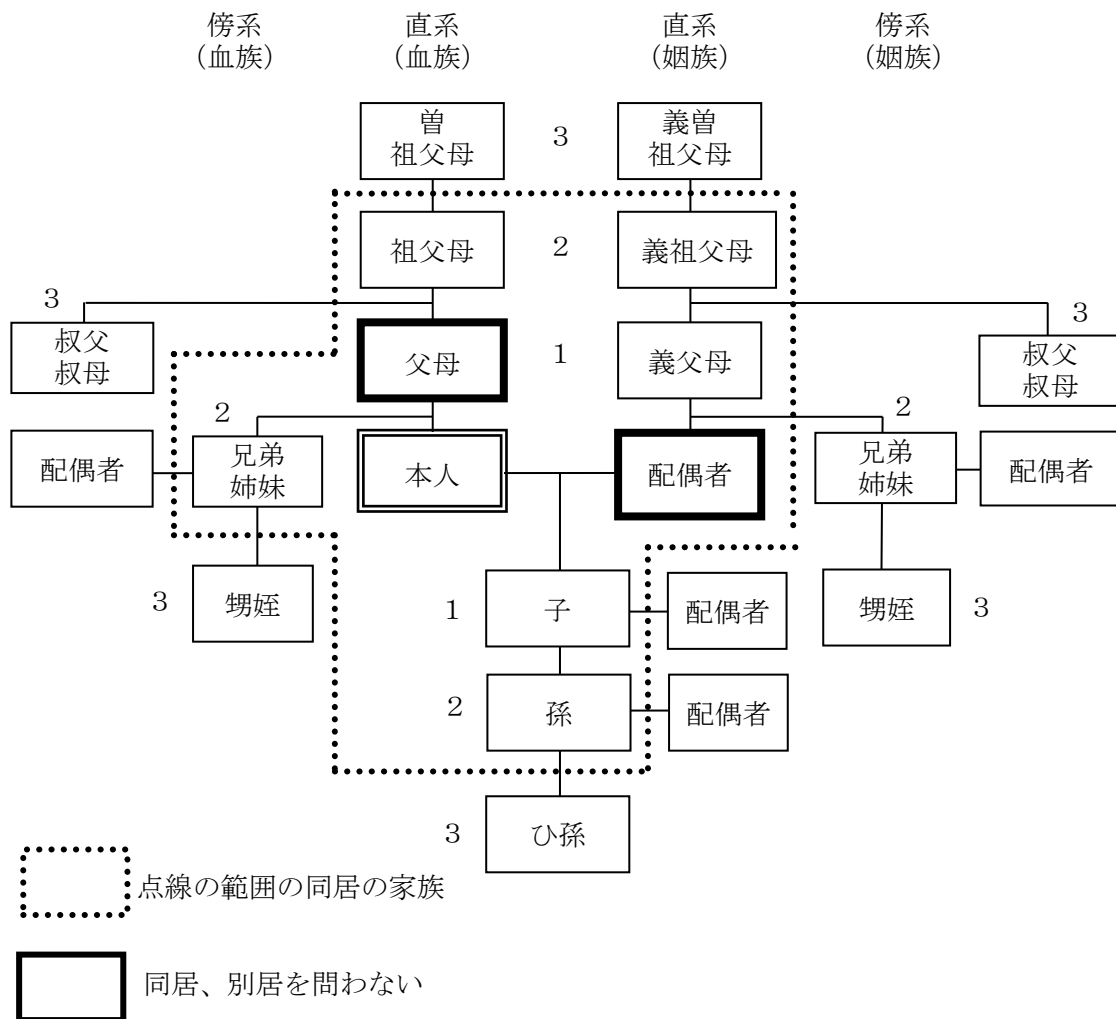
(附 則)  
この規則は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

(附 則)  
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

(附 則)  
この規則は、平成 29 年 9 月 4 日より施行する。

(附 則)  
この規則は、令和 6 年 8 月 2 日より施行する。

別図 1 (第 3 条関係)



別表 1 (第 3 条関係)

給付金

本人	3 万円
配偶者	2 万円
父母及び同居の直系 2 親等以内の家族及び血族の兄弟姉妹	1 万円

別表 2 (第 4 条関係)

給付制限

区分	1 年未満	3 年未満	3 年以上
本人	1 万円	2 万円	3 万円
配偶者	5 千円	1 万円	2 万円
父母及び同居の直系 2 親等以内の家族及び血族の兄弟姉妹	3 千円	5 千円	1 万円

別表 3 (第 5 条、第 6 条関係)

給付制限

区分	1 年未満	3 年未満	3 年以上
結婚	3 千円	5 千円	1 万円
出産	3 千円	5 千円	1 万円